眼科医連盟ニュース

2011年12月26日
第　27　号
発　行
日本眼科医連盟
http://www.gankairenmei.jp/
〒105-0014
東京都港区芝2-2-14
一星芝ビルディング7階
(社)日本眼科医会内
☎03(5765)5121

平成23年国政報告
――東日本大震災の克服に向けて――

衆議院議員　吉田統彦

会員の先生方におかれましては、益々ご健勝ご活躍の事とお慶び申し上げます。

私が衆議院の議席をお預かりしてから二年余が経ちました。日本の長期債務が１０００兆円に近づき、不安定な雇用等をはじめとした社会不安の要素が増加しつつある中で、誇り高き日本民族が再度の繁栄を取り戻す為にゆっくりと歩を進めつつあった矢先、２０１１年3月11日、東日本大震災が発災いたしました。被災された皆様に衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げると共に、このような極限の状況下でも絆を深め、生きていく日本人の高潔な姿を誇りに思います。また、発災直後から多くの医療従事者が被災地に入り、被災者の方々に診療にあたっています。我々の診療科である眼科医療に目を転じても、被災地の眼科医師の献身的な働きやアメリカから取り寄せた移動式眼科診療車Vision Vanの活躍は、慢性的な眼疾患をお持ちの方、コンタクトレンズや眼鏡を津波で流された方、がれき撤去等の作業で粉じんによる眼障害をお持ちの方等多くの皆さんに勇気を与えました。また、ＮＡＳＡ(アメリカ航空宇宙局)とＮＩＨ(アメリカ国立衛生研究所)の研究者により共同開発されたＤＬＳ(dynamic light scattering)デバイスは放射線による眼合併症として代表的な白内障の発症前に放射線の眼への影響を評価する事により被曝医療への応用が期待され、眼科医療の重要性は言を俟ちません。日本は建国以来何度もこういった国難の中から立ち上がってきました。第二次世界大戦以降、最大の国家存亡の秋(とき)であるのは間違いありません。しかしながら、我々は必ずもう一度立ち上がれると信じています。

今年は第１７７回通常国会(１月24日から８月31日まで２２０日間)、第１７８回臨時国会(９月13日から９月31日まで18日間)、第１７９回臨時国会(10月20日から12月９日まで51日間を予定)が開催され、合計２８９日間の会期は戦後最長であり、まさに通年国会の様相を呈しております。その中で日本復活の為、そして被災者支援と震災からの復旧と復興の為の３次にわたる補正予算が成立いたしました。

第１７７回通常国会では新規提出90件のうち72法案、そして継続審議19件のうち10法案の計82法案が成立しました。これは第二次世界大戦後最大の成果であります。我々にゆかりの深い厚生労働分野・文部科学分野では各々13件・５件の法律案が成立いたしました。

主なものとしては厚生労働分野で「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」(※国民年金保険料の納付期間延長(２年→10年)。※企業型確定拠出年金の加入資格年齢の引き上げ。)「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」(※「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後生じうる「病原性の高くない新型インフルエンザ」に対応する新たな臨時接種を創設。)「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案」(※失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」の下限引き上げ(２、０００円→２、３００円)。※早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の給付率引き上げ。※失業等給付に対する保険料率の引き下げ(１・６％→１・４％)。)「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」(※高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進める。)「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案」(※社会保険病院と厚生年金病院を運営する年金・健康保険福祉施設整理機構(ＲＦＯ)が来年９月末の存続期限を迎えた後、新たな機構がこれらの病院を運営できるようにする。)「母体保護法の一部を改正する法律案」(※都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節の為に必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売する事ができる期限を五年延長。)「歯科口腔保健の推進に関する法律案」(※国民保健の向上に寄与する為、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進する。)文部科学分野では「独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案」(※科学研究費補助金(科研費)を複数年度にわたって使用できるようにする基金化が盛り込まれました。独創的な研究を行う研究者・研究機関に対して持続的かつ発展的な活動を支援すると同時に、税金の無駄遣いを防ぐ。)「スポーツ基本法案」(※スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与する事を目的とする。)が成立しました。

続いて第１７８回臨時国会では新規提出４法案のうち「国会法の一部を改正する法律案」(※東京電力福島原子力発電所事故について、国政に関する調査を行う為両議院の議員運営委員会の合同協議会を設置する。)及び「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案」(※原子力発電所事故の原因・被害・講じた措置等の内容及び経緯を調査し、原子力政策に関する組織の在り方の見直しも含めて今後の施策に対する提言並びに行政の監視機能を強化するために委員会を設置する。)の２法案が成立いたしました。

第１７９回臨時国会では、

委員長挨拶
高野　繁

日本眼科医連盟委員長をさせていただいております高野繁でございます。日頃から当連盟活動の必要性をご理解いただき、多くの先生方よりご支援をたまわっておりますことに厚くお礼を申し上げます。

昨今の当連盟における活動につきましては、平成22年11月25日に設立総会が開催されました「民主党目を守る議員連盟」に大きな力となっていただいております。元国務大臣・元国家公安委員会委員長の中井治代議士が会長を、また私達と同じ眼科医でもあります吉田統彦代議士が事務局長をつとめていただいておりますこの議員連盟は、「眼鏡士問題」をはじめとする眼科医療をとりまくすべての問題に対応するための政治活動の中心的な役割をはたすもので、この存在は私達眼科医にとって大きな財産となっています。

平成23年度の当連盟の主な活動内容を申し上げます。１つめは平成24年度診療報酬改定についてです。すでにご存知の方も多いと思いますが、平成23年11月22日(火)に開催されました政府・行政刷新会議による提言型政策仕分における「社会保障・医療サービスと効率化・重点化」のテーマの議論の中で、評価者より「救急対応(急性期)の病院・医師への配分および産科、小児科、内科、外科の診療報酬は上げ、皮膚科、眼科は大きく下げるべき」という提言がなされました。この提言には、財政当局が作成した診療科別医師収入(開業医)の資料で、眼科医の収入が最も多いというデータが関与していると思われます。しかし、このデータの数値は、平成23年6月に行われた第18回医療経済実態調査報告の6月単月データを単純に12倍した診療科別(個人)の損益差額を提示しているものにすぎません。このような信頼性に疑問のある6月単月データを用いて、その見かけ上の収入額を根拠として「眼科の診療報酬を大きく下げるべき」と提言されたのはあまりにも短絡的で、かつ不当なものであると言わざるを得ないと考えました。この内容についてはその後財務省の財政制度等審議会・財政制度分科会、厚生労働省の社会保障審議会・医療保険部会や中医協でも多いに批判を受けましたが、名指しをうけた眼科医が声を発することが最も重要なことと考え、11月30日(水)に、「民主党目を守る議員連盟」会長中井治代議士、事務局長吉田統彦代議士を訪ね、「平成24年度診療報酬改定におけるお願い」の要望書を提出し、今後の対応についてご相談をいたしました。両代議士ともこの内容には理解を示され、議員連盟として協力するとの約束をいただきました。早速12月１日(木)、中井治会長がこの提言型政策仕分けの担当である蓮舫行政刷新大臣に、私達眼科医同席のもと、私達の考え方を述べて下さいました。また12月６日(火)にこの議員連盟の役員会を開催し、その席に厚生労働省保険局と日本眼科医会・日本眼科学会の幹部を呼び、意見交換という場の中で、私達の考え方を厚労省の幹部の方々に聞いていただく時間を作っていただきました。このような動きが、結果としてどのようになるかは、来年になってみなければわかりませんが、このような時期に通常では持つことのできない機会でしたので、非常に有意義であったと思います。ひきつづき政府・与党・関係各省に働きかけをしていくつもりでございます。

２つ目の報告は、日本版ビジョンバンについてです。東日本大震災において、アメリカのビジョンバンが被災地の巡回診療に活躍したことはご存知だと思いますが、その日本版を国の予算で作ってくれることが、ほぼ決定いたしました。これも「民主党目を守る議員連盟」を通してお願いしたものですが、データの構築、国民の理解に政治的な力が加わり、実現するはこびとなったものと思われます。平成23年度厚生労働省第三次補正予算にこの事業が組みこまれることとなり、厚生労働省からそのための協力要請が日本眼科医会にありました。ただこの事業主体がどこになるかによって、その関わり方に違いがでてきますので、事業主体になる可能性のある宮城県、宮城県医師会、宮城県眼科医会、東北大学眼科学教室などと連携をよくして、今後の対応をしてまいります。今後の万が一の災害の時の備えとしてはもちろんですが、平常時の利用も期待されておりますので、皆様のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後にお願いです。「民主党目を守る議員連盟」や日本眼科医連盟の活動を支えていただいているのは多くの眼科医です。今までも多くの方々の会費によって支えられてきました。感謝の気持ちでいっぱいです。この日本眼科医連盟の会費の徴収の方法が平成24年度より変更されますのでご注意ください。詳しくはこの「眼科医連盟ニュース」の４ページ目の「ご入会のお願い並びに会費納入手続きのお願い」に内容が書かれておりますので、御一読下さい。私達の要望を実現するためには政治の力は不可欠です。このことをご理解下さり、１人でも多くの眼科医が日本眼科医連盟に加入していただけることをお願いいたしまして委員長の挨拶とさせていただきます。

第3次補正予算の成立を受けて、予算関連法案の成立に向けて全力を傾注しております。

次に予算案を観照いたします。5月2日、被災者支援と震災からの復旧と復興の為の補正予算の第1弾として、平成23年度第1次補正予算が成立しました。一般会計においては、東日本大震災からの早期復旧の為に年度内に必要な経費（がれき処理、仮設住宅の建設、道路・港湾の復旧等）として4兆153億円が計上されました。引き続き7月25日には第2次補正予算が成立しました。6月14日、当時の菅直人首相は閣僚懇談会で、第1次補正予算で足りなかった部分、急いで対応しなければいけない部分について「1・5次的な」第2次補正予算の編成を指示し、この指示に基づき第2次補正予算の編成がなされました。一般会計の予算規模は、1兆9、988億円（1．原子力損害賠償法等関係経費2、754億円〈(1) 原子力損害賠償法関係経費2、474億円 (2) 原子力損害賠償支援機構法関係経費280億円〉 2．被災者支援関係経費3、774億円〈(1) 二重債務問題対策関係経費774億円 (2) 被災者生活再建支援金補助金3、000億円〉 3．東日本大震災復興対策本部運営経費5億円 4．東日本大震災復旧・復興予備費8、000億円 5．地方交付税交付金5、455億円）となっております。

さらに霜月に入った第179回臨時国会において、第3次補正予算が11月10日に衆議院で可決され、参議院に送付されました。第3次補正予算の総額は12兆1025億円と補正予算としては過去2番目の規模となっています。本稿執筆時点で、被災地の復旧・復興のための公共事業費に1兆4734億円、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質で汚染された土壌の除染対策費として3558億円を計上し、又厚生労働分野・文部科学分野では各々6、529億円（東日本大震災に係る復興支援2、604億円、復興・円高対応の為の雇用対策3、924億円）、4、700億円（学校施設等の復旧等1、670億円、学校施設の防災対策1、440億円、防災教育の推進3億円、幼稚園の幼保一体化施設としての再開支援10億円、各学校段階における就学支援490億円、被災した幼児児童生徒の心のケアや健康相談等4億円、復興を支える人材の育成等地域における暮らしの再生10億円、外国人留学生に対する支援1億円、大学・研究所等を活用した地域の再生380億円、地震・津波対策90億円、原発対応関係521億円）の予算が計上されています。又「病院船建造の為の調査費」及び「日本版Vision Van の建造」に関する予算が計上されている事もご報告いたします。

この度の東日本大震災に際し、私自身も被災地に入り診療にあたりました。Vision Van の活躍は前述の通りですが、その中でいかなる激甚災害に際しても国民の命を守る為、先進国の殆どが保有する病院船を保有する必要性を痛感いたしました。例えば、米国は1000床を超えるベッドを持つ病院船を2隻保有し、中国も600床を超える規模の病院船を2隻保有しています。周囲を海に囲まれている日本が保有していないのは危機意識の欠如と考え、病院船建造推進超党派議員連盟の幹事として働き掛けを行い、第3次補正予算の中で「病院船建造の為の調査費」3000万円を計上する事に成功しました。

私は現在、衆議院厚生労働委員会、決算行政監視委員会、技術・イノベーション推進特別委員会に所属しており、技術・イノベーション推進特別委員会では理事を拝命しております。2012年以降に取り組む問題としては、医療の分野では、「予防接種法の全面改正」「真の無過失補償の実現を含んだ医療安全の確立」等から中長期的には医療の質を評価し、標準的な医療の質を担保する為に医療基本法や救急医療基本法、脳卒中対策基本法等の法整備から真の専門家の意見や消費者である国民の声を吸収し、徹底的に議論し、ソフト・ハード両面で医療資源の無駄を省き、地域医療計画を算定し、国民のための医療政策を強力に推進する医療企画庁の設立等も視野に入れております。文部科学分野では長期的なビジョンに基づく「総合科学技術会議の改組」、NIHに伍するような世界トップレベルの国際的な競争力と世界で最も機動的で弾力的な運営に加え、府省、官民、国境を越える連携の推進、縦割りの打破を実現できる「真のナショナルセンター（国立研究開発機関）の出来」等の研究者が世界と角逐していける環境整備を考えております。又、被災地そして日本復活の為、知の拠点形成プロジェクト～東日本大震災復興科学技術基金～〝被災地枠〟を含む〝東北メディカル・メガバンク計画〟2．日本発の技術、炭化水素を生み出す藻類ボツリオコッカスやオーランチオキトリウム等によりバイオマス・プラント建設も含む〝東北復興次世代エネルギー研究開発プロジェクト〟 3．〝東北の強み（ナノテク・材料・光・情報）を生かした拠点形成〟となります。加えて事務局長を拝命しております目を守る議員連盟ではより良い眼科医療実現の為に議論をしております。具体的には第一に、公的な眼科健診プログラムの推進、第二に、適正なコンタクト診療の提供、第三に、眼科におけるチーム医療の推進、第四には、平成20年度の診療報酬改定で不当な理由で削減された眼科検査料の復点、その他にも医療費縮減・患者負担軽減の為のアバスチン等の適応外使用・保険収載、今回のような災害時に遺憾なく能力を発揮していただく為の米国同様国費での自衛隊員等に対するLASIK手術の提供、眼球摘出資格の再考・緩和及び摘出眼球の研究目的での使用、ロービジョンケアを正当に評価した診療報酬の新設等多岐にわたります。

最後に、国家の根幹は社会保障と安全保障であり、社会保障の中で医療の占める地位は枢要です。日本の医療は医療財政難、過疎地の医師不足、各科の医師の偏在、医療従事者の過重労働、ワクチン行政のガラパゴス化、ドラッグ・デバイスラグ、医療過誤への対処と医療安全の確立等解決しなければならない課題を数多く抱え、崩壊の危機に瀕しています。医療と政治は密接不可分の関係にあります。日本国民の生命と健康を守り、医療への信頼を取り戻す鍵は政治と行政が握っています。眼科医療におきましても、再生医療等の先端医療が実を結びつつある反面、高齢化に伴い増加する視覚障害者（現在164万人、2030年には200万人と試算）やそれに伴う経済コスト（約8兆8千億円の損失と試算）をはじめ課題は山積しています。

日本が輝きを取り戻す為、皆様の声を国政に届ける為、不惜身命勤めてまいります事をお誓い申し上げるとともに、来る新年が日本眼科医連盟と会員の先生方にとって益々のご活躍の年となりますよう祈念申し上げて挨拶に代えさせていただきます。

今こそ、本当の改革を

衆議院議員
自由民主党国会対策副委員長
井上信治

日本眼科医連盟の先生方におかれましては、本年も国民の目の健康等のために大変なご尽力を賜り、心から敬意を表します。また、私に対しましても、貴連盟の支援議員の一人として多大なるご支援をいただきまして、感謝を申し上げます。

1．初めまして

さて、今般、一万三千有余の眼科医の先生方がお読みになるという「眼科医連盟ニュース」への初掲載に当たり、まずは自己紹介をさせていただきます。

私は、昭和四十四年、東京・お茶の水にある井上眼科病院の次男として生まれました。先生方には、三年半前に逝去した亡父・井上治郎が大変お世話になり、また、現在は、兄・井上賢治が親しくご指導をいただいており、重ねて感謝を申し上げます。先祖代々眼科医という家系で育ちましたから、私自身は眼科医にはなりませんでしたが、私にとって眼科は非常に身近な存在であり、この身体の中にも眼科医の良き遺伝子が色濃く流れていると自負しております。

むしろ政治とは縁遠い環境でしたが、少年の頃に「社会の病いを治したい」という夢を抱き、政治の世界を志しました。地縁・血縁は全くありませんでしたが、おかげさまで、公募・予備選挙を経て、平成十五年以来、東京二十五区（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）から連続三回当選することができました。そして、当選後は、先生方からの貴重なご意見・ご要望を賜りながら、社会保障分野を中心にずっと活動しております。

2．東日本大震災

さて、本年を振り返りますと、やはり最大の出来事は東日本大震災でした。私は、建設省（現在の国土交通省）在職中に阪神・淡路大震災を経験したこともあり、発災直後から自ら志願してこの震災対応の責任者の一人となり、現在まで必死に取り組んでまいりました。衆議院東日本大震災復興特別委員等として十二本の議員立法を成立させ、政府・与党に対しても五百七十七項目の提案を行い、三回の補正予算を成立させました。もちろん、被災地にも数え切れないほど訪問してきました。

貴連盟の先生方をはじめ医療関係者の皆さまも多く被災地に駆けつけ、懸命な支援活動を行っていただいたことは本当に有り難く思います。他方、被災地は元々中小規模の集落が多かったこともあり、現地の医療提供体制はまだまだ不十分な状態にあります。民間医療機関等の復旧・復興にも国が手厚い支援を行わなければなりません。

率直に言って、政府の対応は遅すぎます。今後は、福島第一原子力発電所の事故の収束を含め、未だ避難している推定三十万人以上の被災者の方々が一日も早く安心して故郷に帰れるよう、あらゆる方策を講じなければなりません。震災対応には与党も野党も関係ありません。全ての政治家、全ての国民が一致協力すれば、必ずやこの未曾有の国難を乗り越えられると信じて、引き続き全力で頑張ってまいります。

3．TPP（環太平洋経済連携協定）

次に、TPPへの交渉参加の是非も国政の大きな論点となりました。政府が国民に対して十分な説明を行うことなく、拙速に交渉参加を表明したことは遺憾に思います。

ますます進展するグローバル化経済の中で自由貿易体制を推進することは当然です。しかし、国民の生命と健康、財産等を守り、国益を守るためには、医療、農業、食品、環境等の分野において、譲歩してはならないことも数多くあります。先生方の多年にわたるご努力によって堅持されてきた、世界に誇れる国民皆保険制度はその最たるものです。混合診療の全面解禁や医療への株式会社参入等も認められません。

今後は、政府の外交交渉の成果が大きく問われることとなります。国内外に向けて曖昧な対応を繰り返す政府に対しては、開放すべき分野と守るべき分野をきちんと峻別し、特に日本の公的医療保険制度をTPP交渉から除外することを強く要求してまいります。

4．「社会保障と税の一体改革」

最後に、「社会保障と税の一体改革」について申し上げます。政府は、この年末にかけて成案を得るべく急ピッチで作業を進めており、先生方が拙稿をご覧になる頃には、その内容も固まっていることと思います。

今後ますます進展する少子高齢化や財政赤字に対応するためには、社会保障や税制の抜本的な改革は避けて通ることはできません。実は、このことは私が初当選した時からずっと訴え、取り組んできたことであり、政府のこの動きに期待しておりました。しかし、少なくとも現在の案を見た限りでは、残念ながら、社会保障改革は不十分、税制改革は拙速という印象は否めません。

税制改革については、消費税の十パーセントへの引上げはむしろ私たち自民党が先に参議院選挙の公約に盛り込んだことであり、異論はありま

せん。しかし、なぜ今のタイミングなのでしょうか？　まずは子ども手当や高速道路無料化等のばらまき政策を廃止し、徹底的な景気・経済対策により円高・デフレや雇用不安等を脱却することが先決です。現在のような経済状況で消費税を増税してしまっては、景気のさらなる悪化を招き、却って税収が減少するという本末転倒な結果を迎えかねません。

　また、良し悪しは別としても、消費税の増税を前面に押し出した税制改革と比較して、社会保障改革には見るべきものはほとんどありません。消費税増税を実現するための言い訳、アリバイ作りに過ぎないという批判さえあります。医療分野に関しては、医療・介護の機能分化と連携強化、医師の確保・偏在対策、在宅医療提供体制の強化、チーム医療の推進、保険者機能の強化等、個別の課題については評価すべきものもあります。しかし、実は、その多くが自公政権時代の「社会保障国民会議」や「安心社会実現会議」の焼き直しに過ぎず、むしろこの二年半の実績が疑われます。なお、「受診時定額負担の導入」については、受診抑制を促すことにより財源を確保しようとするものであり、到底賛成できません。

　何れにせよ、この「社会保障と税の一体改革」に基づき、政府は来年の通常国会以降に多くの法案を提出し、また、来年度の診療報酬と介護報酬の同時改定を迎えることとなります。間違いなく、今が正念場です。今こそ、日本の将来を見据え、本当の意味で国民が安心して生活できるような大胆な抜本改革を実現しなければなりません。貴連盟の会員でもある眼科医の吉田統彦衆議院議員をはじめ与野党の同志とともに取り組んでまいります。

　最後になりますが、高野繁委員長をはじめ貴連盟の先生方にとって、来る新年がより良き年となるようご祈念致します。来年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

日本眼科医連盟副委員長に就任して

副委員長　白井正一郎

1. はじめに

　平成22年4月から日本眼科医会副会長を務めてまいりましたが、この度、平成23年4月から日本眼科医連盟の副委員長を拝命いたしました。

　私事で恐縮ですが、昭和45年に医師になってから41年間、公立大学で25年・公立病院で16年の勤務医生活を送ってまいりました。この間、ほとんど地方公務員でしたので表立った政治活動は控えてまいりましたが、本年3月31日をもって定年退職を迎え、公務員生活を終えましたので、本年4月からは公然と連盟活動を行うことができるようになりました。それを受けまして、日本眼科医会副会長の立場にありますので、日本眼科医連盟の副委員長に就任させていただいた次第でございます。

　今後は日本眼科医会のみならず、日本眼科医連盟活動にも邁進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

2. 連盟活動と勤務医

　勤務医にとって連盟活動は無用であると考えられがちでありますが、実は勤務医にとっても連盟活動は欠くべからざるものであります。現役の眼科医である吉田統彦衆議院議員が誕生してから、今まであまり政治に関心のなかった多くの勤務医の先生方も、政治に興味を持たれるようになったことと思います。吉田議員の政治活動報告が眼科医会・連盟を通じて会員の先生方に届けられるようになり、勤務医の待遇改善のみならず、日常診療・研究・教育にも政治は切っても切れないものであることがより認識されてきたことと思います。

　診療報酬一つを取り上げても、平成22年度改定が医療崩壊の叫ばれていた産科・小児・救急・外科に手厚く行われたことは周知の事実ですが、診療報酬改定は病院の収益に直接反映しますので、病院勤務医の処遇改善にとっても直接的・間接的に影響することは自明の理であります。

　また、東日本大震災における被災地医療活動にも政治主導が重要な役割を果たしており、アメリカから移動式眼科診療車 Vision Van が借り受けられて被災地眼科診療で活躍できたのも、吉田議員をはじめ多くの国会議員のお力添えがあったからこそ実現できたのであります。

　勤務医の身近な問題としても、吉田議員は、科学研究費補助金（科研費）の基金化、勤務医の学会参加費などを必要経費とするなどに尽力され、さらに無過失補償制度を含んだ医療安全の確立など、精力的に様々な取り組みをされております。具体的には、吉田議員の国政報告をご覧いただきたいと存じます。

　このように、勤務医にとっても連盟活動は重要であり、公的医療機関に勤務の先生方が連盟の会員になられることには特段の問題はございませんので、勤務医の先生方にお かれましても、是非とも連盟活動にご協力を賜りますように、お願い申し上げます。

3. 日本眼科医連盟規約変更

　平成23年10月22日（土）、本年度の日本眼科医連盟協議員会が開催され、平成22年度事業報告、会計報告が行われ、承認いただきました。引き続き、連盟規約の変更が上程されました。一部の改正は平成24年度から日本眼科医会の公益法人化とも関連していますが、大きな変更点としては、会員の定義、会費の徴収方法、役員の選出方法であり、討議の結果、議決していただいております。

　会費の徴収方法につきましては、すでに皆様に通知されていますように、従来連盟会費は日本眼科医会都道府県支部をとおして徴収され本部に納入されていましたが、今後は連盟本部が直接会員から徴収させていただくことになりました。お手数をおかけいたしますが、今後の連盟活動の重要性をご賢察いただき、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

4. おわりに

　日本の政治の現状を鑑みるに、今こそ政治活動が必要な時期であり、「会員が相互に連携・協力して、日本眼科医会の目的を達成するために必要な政治活動」を行っていくことが肝要であります。会員である吉田統彦衆議院議員の活躍は目覚ましいものがあり、今まで私たちが知り得なかった政治の舞台での情報を知ることができるようになり、医会活動を戦略的に推し進めることがより現実味を帯びてきたと思います。これから益々、連盟活動を活発にし、「国民の目を守り、保持・増進する」ために邁進してまいりましょう。

　よろしくお願い申し上げます。

平成23年度連盟協議委員会開催

全　景

日時：平成23年10月22日(土)　17時00分～19時30分
場所：品川プリンスホテル
出席者：高野委員長をはじめとする役員および全国の協議委員、総勢67名で盛会に開催された。
議案：1. 支援議員について（資料1）2. 平成24年度会費徴収について（資料2）3. 平成24年度役員について（資料3）4. 規約変更案について（資料4）
議案は全て承認されました。

◇　◇

民主党目を守る議員連盟第1回朝食勉強会

日時：平成23年6月16日(木)　7時30分～9時00分勉強会
場所：ザ・キャピトルホテル東急

質問に答える高野委員長

議題：公的な「成人の目の健診プログラム」の創設に向けて～緑内障、糖尿病網膜症による失明等を防止するための健診プログラムとは～
演者：日本眼科医会　山田昌和　常任理事
出席者：高野委員長、白井・竹内・両副委員長、福田委員、三宅最高顧問、東京都眼科医会　宇多常任理事、日本視能訓練士協会　臼井会長、中井治代議士、吉田統彦代議士　他18名

◇　◇

民主党目を守る議員連盟第2回朝食勉強会

日時：平成23年11月10日(木)　7時30分～9時00分勉強会
場所：ANAインターコンチネンタルホテル東京
議題：国民の健康増進――眼科領域――
演者：Dr. ブライアン・シュアム（ジョンソン&ジョンソン ビジョンケア インク ディレクター）
出席者：高野委員長、中井治代議士、吉田統彦代議士　他12名

全　景

平成二十二年度会計報告

会計責任者　近藤聖一

　日本眼科医連盟の平成二十二年度（平成二十二年一月一日～十二月三十一日）の収支状況を報告いたします。

【収入】本年度収入は個人の会費（四、九六七分）、寄付、その他合わせて五三、五〇万三、〇〇〇円、前年度繰越額一億四、九五一万四、九一九円を合わせ、収入総額は二億、三〇一万七、九一九円です。

【支出】支出総額は五、五一八万五、六七二円。支出内訳は、事務所費等経常経費に二、七九万七、五九二円、政治活動費に三、三三八万八、〇八〇円です。なお、政治活動費については組織活動費、選挙関係費、機関誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄付・交付金等を含んでおります。

　この報告は、平成二十三年二月五日に監査を受け、同三月二十三日に東京都選挙管理委員会に提出し、収支報告書は平成二十三年十一月三十日発行の官報号外および総務省HPに掲載されております。

　以上、平成二十二年度の会計報告を致しました。

平成22年度日本眼科医連盟
収支報告書

（自H22. 1. 1～至H22. 12. 31）

日本眼科医連盟

報告年月日　23. 3. 23

1　収入総額		203,017,919
前年繰越額		149,514,919
本年収入額		53,503,000
2　支出総額		55,185,672
翌年への繰越額	147,832,247	
3　本年収入の内訳		
個人の党費・会費（4,967人）		49,670,000
寄附		3,833,000
個人分		(3,833,000)
その他の収入		0
敷金戻り		(0)
4　支出の内訳		
経常経費		21,797,592
人 件 費		8,876,504
光熱水費		223,645
備品・消耗品費		185,947
事務所費		12,511,496
政治活動費		33,388,080
組織活動費		16,063,294
選挙関係費		813,775
機関紙誌の発行その他の事業費		3,194,593
機関紙誌の発行事務費		(2,060,593)
宣伝事業費		(1,134,000)
調査研究費		648,418
寄附・交付金		12,668,000
5　寄附の内訳		
（個人分）		
年間百万円以下のもの	3,833,000	

日本眼科医連盟における支援議員の最近の活動

①　平成22年1月18日（月）
吉田統彦議員（支援議員）に眼科における次期診療報酬改定の内容について、長浜博行厚生労働副大臣との面談の場を作っていただいた。

②　平成22年1月21日（木）
吉田統彦議員（支援議員）に「民主党　適切な医療を考える議員連盟」の幹事として、桜井充連盟幹事長（支援議員）へ眼科における次期診療報酬改定の内容についての提言をしていただいた。

③　平成22年1月25日（月）
中井洽議員（支援議員）に吉田統彦議員（支援議員）同席のもと眼科における次期診療報酬改定の内容について、山井和則厚生労働政務官（支援議員）、足立信也厚生労働政務官との面談の場を作っていただいた。

④　平成22年3月23日（火）
藤村修議員（支援議員）のお力添えで、文部科学省がスポーツ・青少年局学校健康教育課長名で「児童生徒等の健康診断及び就学時の健康診断の実施について」の通知を発出した。

⑤　平成22年4月27日（火）
吉田統彦議員（支援議員）に三井辨雄議員（支援議員）、笠浩史議員（支援議員）同席のもと「公的な成人の目の健診プログラム創設に関する要望書」を民主党青木愛副幹事長に提出する場を作っていただいた。

⑥　平成22年5月13日（木）
吉田統彦議員（支援議員）に「公的な成人の日の健診プログラム創設に関する要望書」を長浜博行厚生労働副大臣に提出する場を作っていただいた。

⑦　平成22年6月27日（日）
笠浩史議員（支援議員）のお力添えで、社団法人日本眼科医会創立80周年記念式典に厚生労働省を代表して長浜博行副大臣に来賓として出席していただいた。

⑧　平成22年11月25日（木）
中井洽議員（支援議員）、階猛議員（支援議員）、笠浩史議員（支援議員）、吉田統彦議員（支援議員）が中心となり、「民主党　目を守る議員連盟」が設立された。その後、この議員連盟は、平成23年6月16日（木）、11月10日（木）に「公的な成人の目の健診プログラムの創設にむけて」の勉強会を開催した。現在までの議員連盟への参加議員数は48名である。

⑨　平成23年7月25日（月）
民主党より平成24年度予算の概算要求についてのヒアリングの要請があり、民主党山根隆治副幹事長と面談を行った。

⑩　平成23年8月10日（水）
民主党山根隆治副幹事長に、中井洽議員（支援議員）、吉田統彦議員（支援議員）同席のもと、平成24年度概算要求として「高齢運転者対策の充実強化について」の要望書を提出した。

⑪　平成23年10月27日（木）
中井洽議員（支援議員）、吉田統彦議員（支援議員）のお力添えで、日本版ビジョンバンの事業が第3次補正予算に組みこまれることとなり、厚生労働省からそのための協力要請があった。

〈資料1〉

支　援　議　員
（現職議員　合計18名）

2011年12月５日現在

●民主党衆議院９名、参議院３名（計12名）

1	衆議院	吉田　統彦	愛知１区
2	衆議院	中井　洽	三重１区
3	衆議院	藤村　修	大阪７区
4	衆議院	三井　辨雄	北海道２区
5	参議院	桜井　充	宮城22年選出
6	衆議院	笠　浩史	神奈川９区
7	衆議院	城島　光力	神奈川10区
8	参議院	梅村　さとし	大阪19年選出
9	衆議院	階　猛	岩手１区
10	参議院	広野　ただし	比例19年選出
11	衆議院	岡本　充功	愛知９区
12	衆議院	山井　和則	京都６区

●国民新党参議院２名（計２名）

1	参議院	自見　庄三郎	比例19年選出
2	参議院	森田　高	富山20年選出

●自民党衆議院３名、参議院1名（計４名）

1	衆議院	井上　信治	東京25区
2	参議院	林　芳正	山口19年選出
3	衆議院	河村　建夫	山口３区
4	衆議院	赤沢　亮正	鳥取２区

〈資料2〉

ご入会のお願い　並びに　会費納入手続きのお願い

連盟活動につきましては平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本眼科医連盟は、日本眼科医会の目的を達成するために必要な政治活動を行うことを目的に設立された団体で、設立して26年の歴史がございます。具体的には、眼鏡士問題のみならず、眼科診療報酬、コンタクトレンズ、眼科学校保健、専門医制度など、現在の眼科医療に関わる諸問題に政治的に対応するために活動してきました。さらに近年、眼科医療に関連する諸問題の調査研究も行っており、中でも過去3年間にわたる「眼科医療における社会的貢献度の評価」に関する研究は、内外から極めて高く評価されております。

これらの活動に、皆様から頂いた連盟会費を有効に使用させていただき、着々と成果をあげてきております。今後、日本眼科医会の目的の更なる達成のために政治活動の重要性が増しておりますことは、ご理解いただけることと存じます。

すでに、多くの先生方は、これまでも各都道府県眼科医会を通じて入会並びに会費納入にご協力いただいていることと存じますが、**平成24年1月からは当連盟より直接に入会のご案内と会費の徴収をさせていただくこととなりました。**これまで同様に、ご協力をよろしくお願いいたします。また、これまで連盟活動をご存じなかった先生方におかれましても、この機にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、このことは9月の支部長会議、10月の連盟協議委員会で各都道府県眼科医会の会長にはご説明しご了解いただいております。ご協力、何卒よろしくお願いいたします。

趣意にご賛同いただき、ご入会をご了承いただけます先生は、「入会に関する書類」をすぐに送らせていただきますので事務局までご連絡下さい。なお、当連盟のホームページからもダウンロード可能です。届いた入会申込書にご記入のうえ、ご返送ください。原則的には預金口座振替依頼書にもご記入いただき、会費をお支払いくださいますようお願いいたします。なお、郵便振替をご希望の方は入会申込書にその旨を記載してください。銀行振込での会費支払いはできませんので、ご承知おきください。また、会費以外に寄附をいただける方は寄附申込書にご記入いただき、事務局までご返送くださいますようよろしくお願い申し上げます。

ご　注　意

※今回お願いします会費の口座振替日は、平成24年2月27日の予定です。

※会費は年間1万円です。（会員の種別による差異はございません）

※後日、ご本人宛に領収済額通知書を発送いたします。日付は引落日となります。

※個人情報保護法に従い、入会者の個人情報は当連盟の活動以外に使用いたしません。

■お問い合わせ先
日本眼科医連盟　事務局　経理担当
☎：03(5765)5121
🖷：03(5765)5122
✉：yosan@gankaikai.or.jp

〈資料3〉

平成24･25年度　日本眼科医連盟役員名簿

役　職	氏　名	摘　要
委員長(代表者)（１名）	高野　繁	日本眼科医会会長
副委員長（２名）	白井　正一郎 出田　秀尚	日本眼科医会副会長 日本眼科医会議長
執行委員（２名）	竹内　忍 福下　公子	日本眼科医会副会長 〃
会計責任者（１名）	近藤　聖一	日本眼科医会常任理事
会計責任者 職務代行者（１名）	小沢　忠彦	日本眼科医会常任理事
監　事（２名）	鬼木　信乃夫 吉田　博	福岡県 日本眼科医会監事
最高顧問（１名）	三宅　謙作（愛知県）	
参　与（１名）	吉田　統彦（愛知県）	
協議委員(47名)	都道府県眼科医会会長	

〈資料4〉

日本眼科医連盟規約

平成24年１月１日施行

（目　的）
第１条　本連盟は、日本眼科医連盟と称し、会員が相互に連携・協調して、日本眼科医会の目的を達成するために必要な政治活動を行うことを目的とする。
（事務所）
第２条　本連盟の事務所は、東京都港区に置く。
（事　業）
第３条　本連盟は、次の事業を行う。
第１条の目的を達成するため必要な政治活動を行うこと。
（会　員）
第４条　本連盟は、日本眼科医会会員のうち、連盟に入会するものをもって会員とする。
２　会員は、本連盟の目的達成のために一致協力して第３条に掲げる事業を推進し、各種行事に積極的に参加する。
（役　員）
第５条　本連盟に、次の役員を置く。

委　員　長	１人
副 委 員 長	若干人
執 行 委 員	若干人
会計責任者	１人
会計責任者職務代行者	１人
監　　事	２人

（委員長）
第６条　委員長は、第１条の目的に基づき、日本眼科医会と常に綿密な連携と協調体制を取ることができる本連盟会員の中から、第17条に定める協議委員会において選出されるものとする。
２　委員長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
（副委員長）
第７条　副委員長は、本連盟会員の中から委員長が協議委員会の承認を経て委嘱する。
２　副委員長は、委員長を補佐するほか委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
（執行委員）
第８条　執行委員は、本連盟会員の中から選出された委員長が協議委員会の承認を経て委嘱する。
２　執行委員は、本連盟の業務を分担して常時これを掌理する。
（会計責任者）
第９条　会計責任者は、委員長が協議委員会の承認を経て委嘱する。
２　会計責任者は、本連盟の経理を担当する。
（会計責任者職務代行者）
第10条　会計責任者職務代行者は、委員長が協議委員会の承認を経て委嘱する。
２　会計責任者職務代行者は、会計責任者に事故があるときは、その職務を代行する。
（監　事）
第11条　監事は、委員長が協議委員会の承認を経て委嘱する。
２　監事は、本連盟の会務および経理を監査する。
（協議委員）
第12条　本連盟に協議委員を置き、協議委員会の構成員とする。
２　協議委員は、本連盟会員のうち、次に掲げる者とする。
(1)　都道府県眼科医会の会長。
(2)　本連盟会員の中から委員長が執行委員会の承認を経て委嘱する者。
３　その任期は、役員の任期による。
（最高顧問）
第13条　本連盟に最高顧問を置くことができる。
２　最高顧問は、委員長が協議委員会の承認を経て委嘱し、その任期は、役員の任期による。
（参　与）
第14条　本連盟に参与を置くことができる。
２　参与は、委員長が協議委員会の承認を経て委嘱し、その任期は、役員の任期による。
（会　議）
第15条　本連盟に、次の会議を置く。
(1)　執行委員会
(2)　協議委員会
(3)　そ　の　他
（執行委員会）
第16条　執行委員会は、委員長、副委員長、執行委員及びその他の役員をもって構成し、本連盟の重要な会務の執行について協議する。
２　執行委員会は委員長が招集してその議長となる。
３　執行委員会は、過半数の構成員が出席しなければ開催することができない。また、議決及び承認は、議長を除く出席者の多数決による。可否同数の場合は、議長がこれを決定するものとする。
（協議委員会）
第17条　協議委員会は、最高議決機関で役員および協議委員をもって構成し、委員長が招集してその議長となる。
２　協議委員会は、３分の２以上の構成員が出席しなければ開催することができない。但し、委任状をもってこれに代えることができる。また、議決及び承認は、議長を除く出席者の多数決による。可否同数の場合は、議長がこれを決定するものとする。
（協議委員会および執行委員会の任務）
第18条　次に掲げる事項については、最高議決機関である協議委員会の議決を経なければならない。ただし、緊急を要する場合には、執行委員会の議決をもってこれに代えることができる。
(1)　本連盟の運営に関する事項
(2)　その他本連盟の重要な業務に関する事項
（その他）
第19条　必要に応じて、各種委員会を設置することができる。
２　各種委員会の構成、任務、任期及び運営方法等は別に定める。
（任　期）
第20条　役員の任期は、２年とする。
２　役員の任期が終了しても、後任者が選任されるまでは、役員は引き続きその職務を行わなければならない。
（賞　罰）
第21条　委員長は、本連盟活動において功績のあった会員および団体に対し、協議委員会の議を経て表彰を行うことができる。
２　本連盟の役員及び会員が、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、協議委員会の議を経て、除名等の処分を行うことができる。
(1)　本連盟の規律を乱す行為
(2)　連盟会員たる品位をけがす行為（経費及び交付金）
第22条　本連盟の経費は、各会員の会費及び寄付金その他の収入金をもって充当する。
２　会費の徴収額ならびに徴収方法については細則で定める。
３　本連盟の会計年度は、毎年１月１日から12月末日までの間とする。
（事務局）
第23条　本連盟に事務局を置く。
２　事務局の構成、任務その他必要な事項は、委員長が定める。
（改　正）
第24条　本規約の改正は、協議委員会の議決を経なければならない。
附　則
本規約は、昭和60年７月１日から実施する。
この規約の一部改正は、昭和60年10月６日から実施する。
この規約の一部改正は、平成15年11月17日から実施する。
この規約の一部改正は、平成16年９月５日から実施する。
この規約の一部改正は、平成24年１月１日から実施する。

日本眼科医連盟会費賦課徴収に関する細則

第１条　本連盟の会費を通常会費と臨時会費に分ける。
２　通常会費は年額１万円とする。
３　臨時会費は、本連盟の活動上必要と認めた場合徴収する。その額は執行委員会でその都度決定し、協議委員会の承認を経なければならない。
第２条　会費は会員毎に徴収する。
２　通常会費は原則として10月31日までに納入する。
第３条　本細則を変更するときは協議委員会の議を経なければならない。
附　則
本細則は昭和60年７月１日から実施する。
この規約の一部改正は、平成24年１月１日から実施する。